

# 平成30年度 出資法人経営評価の実施方針

## 1 基本的な考え方

平成30年度は、引き続きPDCAマネジメント・サイクルの考え方に基づく経営評価を実施しながら、社会経済情勢や県民ニーズの変化に対応した合理的、効率的な法人経営の継続・実現を目指していく。

### (1) 自主的な経営改善策の実施

出資法人は、経営の現状と課題等について自ら評価を行うとともに、課題について十分な分析を行い、速やかに必要な対応策を実施する。

### (2) 県の指導・監督の充実

県は、出資法人の自己評価や対応策について統一的・客観的な経営評価を実施し、経営状況に応じた的確な指導・監督を行い、その取り組みについて出資法人の継続的な点検を促す。

また、当該法人が経営に課題等を有する場合は、法人と協力して解決を図るとともに、経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく経営悪化の原因を検証し、関係者とも協議を行いながら経営改善策の検討を行う。その上で、改善が極めて困難と判断される出資法人については、その法人の存在意義、採算性等を検討した上で、解散、統合等の抜本的対策についても検討する。

### (3) 県民に対する情報公開

出資法人の経営評価については、住民に対する積極的かつわかりやすい情報公開に努める。

## 2 経営評価の実施法人

平成30年度の評価対象法人は、次に該当する法人を除く29法人とする。

- ・ 前事業年度（平成29年度）の事業費総額（支出総額）が1千万円以下の法人
- ・ 解散が決まり事業を停止している法人
- ・ 県が経営に関与しないこととしている法人で、県が構成員となっている組織により経営評価を行っている法人

## 3 経営評価の進め方

(1) 経営評価は、出資法人による自己評価、出資法人の所管部局による検証・評価、経営評価委員会による審査、経営検討委員会による総合的な経営評価の手順で実施する。

(2) 各段階においては、評価結果を踏まえた対応策を検討し、速やかに実施、検証を行う。

### 経営評価の手順

- ① 経営評価の実施通知
- ② 出資法人における経営評価の実施（経営評価書の作成と対応策の検討）
- ③ 所管部局における経営評価の検証、対応策の検討及び指導
- ④ 行政経営管理課による経営評価書の確認、ヒアリング
- ⑤ 経営評価委員会による審査、評価（行政的視点）
- ⑥ 経営検討委員会による審査、総合評価決定（専門的、客観的視点）
- ⑦ 所管部局への通知
- ⑧ 出資法人における対応措置の実施（所管部局）
- ⑨ 経営評価書の情報公開（県民情報センター及び行政経営管理課HP）

